

習志野市学校給食センター建替事業 要求水準書(案)に関する意見書の回答

習志野市学校給食センター建替事業 要求水準書(案)に関する意見書の回答は、以下のとおりです。

■要求水準書(案)

No	資料名等	該当箇所								項目	質問	回答
		頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a			
1	要求水準書(案)	7	I	4	(3)	③	ア	(イ)		献立方式等	記載されている献立の組み合わせ以外に、現時点で想定される組合せがありましたら、無駄のない調理設備設置の観点から全てご提示して頂くことをご検討下さい。	「焼き物+揚げ物+汁物+和え物+果物+ふりかけ」の組合せが想定されます。
2	要求水準書(案)	18	II	5	(1)	②	エ	(イ)		主要諸室の基本的要件	対応アレルギーを使用しない献立も含めて調理するについて、複数献立(2献立)になりますので、アレルギー専用調理室内にアレルギーを持ち込まない観点から対応アレルギーが1品目の献立になるようにご配慮下さい。	対応アレルギーを使用しない献立は、一般食の調理室で作ります。従って、アレルギー1品目になるとは限りません。
3	要求水準書(案)	36	IV	2	(11)					本施設の引渡し	BTO方式の場合は、「選定事業者が施設を原始取得し、新築未使用で公共団体に譲渡することで不動産取得税が課税されない。」とされていますが、施設の所有権を貴市に移転する前に、事業者が開業準備を行うと、事業者が施設を使用したと見做される懼れがあります。「新築未使用で公共団体に譲渡する」という要件を満たしていないと、不動産取得税が課税され事業費が増大します。については、施設完成後、施設の所有権を貴市に移転したのち、開業準備業務を行うこととしていただきたくお願いします。	原案のとおりとします。また、要求水準書(案)に関する質問書に対する回答No.161をご参照ください。
4	要求水準書(案)	61	VI	6	(3)	⑨				その他の留意事項	配送校において、児童が嘔吐した際は、ノロウイルスの拡散防止の観点から、学校側で嘔吐物の処理や食器等への次亜塩素ナトリウム液による消毒処理を実施して頂きますことをご検討ください。	現状でも、学校で処理しています。
5	参考資料14									給食配膳員業務の流れ	配膳員を3名配置している東習志野小学校の業務の流れを参考資料として、ご提示して頂くことをご検討下さい。	本市の配膳員配置基準では、1校に2名の配置ですが、26学級以上の場合、3名の配置としています。東習志野小学校では、現在は、配膳車を教室に運搬する作業を2名で行っています。